

## 厚木市NET119緊急通報システム運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市NET119緊急通報システム(以下「NET119」という。)の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてNET119とは、聴覚機能、言語機能等の障害者等が、自らが保有するインターネット端末(Web(インターネット)機能を利用することができる携帯電話、スマートフォン等をいう。)を利用し、消防機関に緊急通報を行うシステムをいう。

(対象者)

第3条 NET119を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 聴覚、音声・言語機能又はそしゃく機能の障害等により、音声で会話することが困難である者で、厚木市又は清川村に在住し、在勤し、又は在学する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、厚木市消防長(以下「消防長」という。)が特に必要があると認める者

(登録の申請)

第4条 NET119を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定めるNET119緊急通報システムご登録規約に同意の上、厚木市NET119緊急通報システム(登録・変更・廃止)申請書兼同意書(以下「申請書」という。)を消防長に提出しなければならない。

(登録審査)

第5条 消防長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、申請者をNET119の利用者として登録するものとする。

2 消防長は、登録した旨を申請者のメールアドレスに通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 前条の規定による登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書に必要事項を記載し、消防長に提出しなければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 利用するインターネット端末を変更したとき。
- (3) 登録を廃止するとき。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第3号の規定による届出があったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録者となったとき。
- (3) 転居、死亡その他の事由により、第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(利用料)

第8条 NET119の利用料は、無料とする。ただし、NET119の登録及び緊急通報に伴う通信費用その他インターネット端末の利用に係る費用は、登録者の負担とする。

#### 附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。